



# 監査公表

大市監査公表才二号

地方自治法第九十九条第三項の規定に基づいて農林課及び建設課の昭和三十四年度定期監査を執行したのでその結果を次のとおり公表する。

昭和三十五年七月二十八日

大村市監査委員 北野 康  
小西 守

- 1 監査の種類 定期 監査
- 2 監査の時期 昭和35年4月20日から昭和35年4月26日まで
- 3 監査の対象 農林課 4月20日から4月23日まで  
建設課 4月23日から4月26日まで
- 4 監査の結果

## 共通事項

### 1 契約事務について

契約書、請書、その他契約関係書類の整理状況は、おおむね良好であるが、契約方法並に契約書に記載すべき事項等については、さらに検討の要を認められた。

すなわち請負、供給等の契約については、いかなる契約方法によっても公正な立場において契約が締結され、しかも、安価かつ良質完全な給付の確保が目的となるものであるが、とくに事務手続きが法令条例等の定める形式に違反

### 2 予算経理事務について

当課係において、処理する会計帳票の整理その他の事務中支出決議書、収支命令簿等の簿冊は共通のものであるがその他の予算執行事務は課と区別、日時、作業員の確認印欄等を設け、料金決定等については、適切な処理の要

し、またはよるべき基準に照して明確を欠くときは、利害関係者、その他一般の疑惑を招き、不明朗な事態をひき起すので、手続きはもろろん契約目的の確保については、万全を期するよう要望する。

工事請負、物件供給等の契約方法は一般競争契約によるものを原則とし、法令の特別規定または条例に定める事由に該当する場合には、指名競争契約または随意契約によるものとするが、争約が起る虞のある場合は、争約が起る虞のないものについては、指名競争契約によるものがおこりに易く、今後指名競争

## 農林課

### 1 概要

当課は、課長以下四十名(うち臨時雇十八名を含む)で農務、耕地および林務の三係に分かれ農業、畜産業および林業に関する業務を分掌しているが、農業技術の指導指導耕地の災害復旧土地改良、かんがい排水施設および農道の新設改良、その他農業土木等のいわゆる技術部門に属する業務が大半を占め、これらの業務を円滑に推進するための事務、技術の密接なる連係はもとより事務組織の面よりもさらに検討の要が認められた。

すなわち、証明区分は「営業職業に関するもの」に該当するものをいすれも諸証明と取り扱いはし、取扱いはし、細心の注意が望まれる。

トラクター使用料の徴収については、調定の基礎となるべきものに申込書および作業日誌があるが、申込書は相当期間経過後作成されたものであり、場所、予定日、申込月日等の記入なきものも多く、かつ作業日誌の記載内容も不正確で調定の基礎書類として不十分な整理状況であるので、申込書に実施場所使用区分、日時、作業員の確認印欄等を設け、料金決定等については、適切な処理の要

### 2 予算経理事務について

当課係において、処理する会計帳票の整理その他の事務中支出決議書、収支命令簿等の簿冊は共通のものであるがその他の予算執行事務は課と区別、日時、作業員の確認印欄等を設け、料金決定等については、適切な処理の要

が認められた。また使用料の徴収は前納制となつておるが、ほとんど後納となつておる耕地面積、使用区分の変動のため事前徴収が困難な点も認められ、この点使用料条例についても再検討が望まれる。

なお、滞納使用料の督促の状況は、納額告知書を納入義務者に対し、再発行することにより、督促の意思を伝え、これを再三行なつておるが、納入促進のための事実行為に過ぎず、かつ、その記録も不備の程度のものであるので、督促は、その要件を記載した正規の督促状を発して行なうとともに適切な納入督促の措置を講ぜられたい。

### 3 畜産改良(乳牛、豚) 資金の貸付事務について

すなわち契約書面の相手方は個人であるにもかかわらず、調印は会社代表者印をもって行われたものが相当数あるがこれらは会計書類等から判断すれば、むしろ契約は会社等の法人を相手方とするのが正当であり、いすれも法人と当該法人の代表者個人とを混同

市有林(立木)売買契約については、契約の相手方の認識に乏しいと思われる事務処理が見受けられた。

### 4 契約事務について

認認し、処理されたものと思料せられるのである。少なくとも契約、その他重要事務の一部に設計変更の必要を生じそのため越川内排水路工事についても、関連的に設計変更を余儀なくされ、その変更承認申請手續等のため、越川内工事は三十三年度内に完成の見込みが立たず、三十四年度事業として延期施行されたものである。このような事情により前記河川の関連の工事に当る(今村川と越川内川の合流点取付部の越川内側巻込工事(延長約十、工費九四〇〇〇円見込)は、三十三年度今村排水路工事施行の際にしなければならぬ状態となつたので、これをやむを得ず設計外、かつ、予算外に今村工事の請負人に便宜施行せしめたのであるが、このため三十四年度に行なう越川内工事は、当該工事の全工程を請負の対象とするか、あるいは、既成部分を除いた工事を請負の対象とするか、問題がのこり、結局、既成部分を分離しての入れはこれを不利と判断し、契約条例の規定を適用して、競争入札にせず、当該既成部分の工事施行者に、越川内排水路工事全工程を対象とした工費で随意契約し請負を認めるに至つたのである。

以上の事実は、手続きの欠陥により、予算外工事の必要を生じ、これに起因して上述の理由による随契約の方法がとられたのであるが、工事執行責任者が契約条例第五条の適用について、競争を不利との主観的事由の事実認定は、すでに完成済の工事に関連して同工事の請負人以外の者に請負させることが不利との判断に基づいたものであり、このような運用がなされたことは事情止むを得なかつたものと認め、今後慎重なる運営が

## 畜産改良資金貸付償還状況

昭和35.4.30現在

種別	貸付年度	件数	貸付金額	収入調定額	貸付金償還済額	貸付金未償還額	備考
乳牛	33	15	900,000円	225,000円	225,000円	— 円	4年賦償還
	34	15	900,000	450,000	435,000	15,000	1口 60,000
豚	34	9	90,000	22,500	10,000	11,500	2カ年償還

## 昭和34年度農業土木事業執行状況

工事区分	件数	事業費	備考
単独土木事業	104	2,597,718円	
干塩害対策事業	2	590,000	葛川内、九郎丸川水路
単独災害	190	6,377,100	農地、施設
公共災害	52	73,910,000	農地施設関連
新農村特別助成事業	13	14,507,000	宮代かんがい排水ほか12
合計	361	97,981,818	

## 被保険者証の無効公告

つぎのかたは国民健康保険効を公告します。なお、該当法第八条の規定により被保険者は被保険者証を急いで保険者の資格を喪失したので、国民健康保険の被保険者証の無効を公告します。(保険衛生課)

被保険者証番号 世帯主氏名 住所 無効年月日 理由  
 七〇七四八 薄上利夫 福重矢上 35・4・1 共済保険  
 四〇一三六 舟生 穂 下諏訪町五班 8・18 その他

## 忌明に寄付

市内竹松宮小路六三五今利伊勢吉さんは亡妻ナツさんの忌明に社会福祉事業費へと金二千元をこのほど福祉事務所へ寄付されました。(福祉事務所)